○防衛省令第十三号

防衛省組織令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百十九号）の施行に伴い、及び自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第二十条第四項の規定に基づき、地方総監部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月十八日

防衛大臣　中谷　元

地方総監部組織規則の一部を改正する省令

地方総監部組織規則（昭和四十五年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「予備自衛官」の下に「及び予備自衛官補」を加える。

附　則

この省令は、防衛省組織令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百十九号）の施行の日から施行する。

告　示

○財務省告示第百五十九号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十六条第三号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関を次のとおり定め、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十一号）の施行の日から適用する。

平成二十八年五月十八日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社国際協力銀行法第三十六条第三号の規定する財務大臣の指定する金融機関は、外国の銀行その他の金融機関とする。

○財務省告示第百六十号

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）第九条第一項の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の社債の発行及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の提出日を次のように定め、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十一号）の施行の日から適用する。

なお、株式会社国際協力銀行の社債の発行に係る基本方針の提出日を定める件（平成二十四年三月財務省告示第九十八号）は株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十一号）の施行の日の前日限り廃止する。

平成二十八年五月十八日

財務大臣　麻生　太郎

株式会社国際協力銀行法施行令第九条第一項に規定する財務大臣の定める日は、毎事業年度開始の前日（平成二十八事業年度においては、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日）とする。

○農林水産省告示第千二百二十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第三条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める率を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十八年五月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

漁船損害等補償法施行令第三条の農林水産大臣が定める率は、〇・〇三三六パーセントとする。

人事異動

総　務　省

（大臣官房付）総務事務官　牧　慎太郎

辞職を承認する（二十七年六月十五日）

（消防庁国民保護・防災部長）

総務事務官　室田　哲男

辞職を承認する（二十七年六月三十日）

（大臣官房付）総務事務官　井上　勉

内閣官房に出向させる

（消防庁次長）同　高尾　和彦

辞職を承認する（以上二十七年七月一日）

（総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課長）総務事務官　宮地　俊明

辞職を承認する（二十七年七月二十二日）

（自治行政局選挙部政治資金課長）総務事務官　森　源二

自治行政局選挙部政治資金課支出情報開示室長事務取扱を命ずる

（大臣官房付併任内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）併任内閣府本府地方分権改革推進室参事官）同　池田　達雄

総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課長に配置換する

（岡山県副知事）　木幡　浩

大臣官房付に採用する

（自治行政局選挙部政治資金課支出情報開示室長）総務事務官　野村謙一郎

大臣官房付に配置換する（以上二十七年七月二十三日）

（自治行政局公務員部長）総務事務官　丸山　淑夫

（大臣官房審議官（財政制度・財務担当）併任内閣官房副長官補付内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室審議官）同　橋本　嘉一

（総合通信基盤局総務課長）同　高橋　文昭

（総合通信基盤局付）総務技官　雨宮　明

辞職を承認する（各通）

（近畿総合通信局長）同　奥　英之

大臣官房付に配置換する

（大臣官房付）同　奥　英之

（行政管理局管理官併任内閣官房内閣参事官（内閣人事局））

総務事務官　山野　謙

（政治資金適正化委員会事務局参事官）同　井筒　宏和

（政治資金適正化委員会事務局長）同　千葉　義弘

辞職を承認する（各通）

（国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源政策課長併任水管理・国土保全局水資源部水資源政策課地下水対策室長）国土交通事務官　寺田　文彦

大臣官房付に転任させる

（大臣官房付）総務事務官　寺田　文彦

辞職を承認する

（消防庁消防大学校長）同　山崎　一樹

大臣官房付に転任させる

（大臣官房付）同　山崎　一樹

（行政評価局評価監視官）同　生沼　裕

辞職を承認する（各通）

（内閣府参事官（総括担当）（政策統括官（沖縄政策担当）付））

内閣府事務官　松林　博己

大臣官房付に転任させる

（大臣官房付）総務事務官　松林　博己

（自治行政局選挙部管理課長）同　杉原　弘敏

辞職を承認する（各通）（以上二十七年七月三十日）

（総務審議官（郵政・通信担当））桜井　俊

総務事務次官に任命する

（自治財政局長）総務事務官　佐藤　文俊

（内閣官房内閣人事局人事政策統括官）内閣事務官　笹島　誉行

総務審議官に任命する（各通）

（内閣官房内閣審議官命内閣官房社会保障改革担当室審議官命内閣官房国土強靱化推進室審議官）同　黒田武一郎

大臣官房長に昇任させる

（情報流通行政局長）総務事務官　安藤　友裕

大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当）に配置換する

（総合通信基盤局電波部長）総務技官　富永　昌彦

大臣官房総括審議官（国際担当）に昇任させる